令和８年９月７日

対馬市議会議長　春田　新一　様

長崎県後期高齢者医療広域連合議会
議員　諸松　瀬里奈

長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員報告書

令和８年８月１９日、長崎県後期高齢者医療広域連合議会の令和８年第２回定例会が開催されましたので、議案審議等の内容について、次のとおり報告いたします。

議案審議に先立ち、健康保険法等の改正をはじめとする国の制度改正の動向や、令和８年度の保険料賦課、被保険者資格の更新等について経過報告がありました。

主な内容は次のとおりです

１．国の制度改正の動向について

令和８年５月２９日に健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、６月５日に公布されました。国においては、年齢によらない公平な応能負担の実現に向け、令和８年１２月末までに改革工程表を策定する方針が示されています。主な制度改正として、ＯＴＣ医薬品と代替性の高い薬剤について、薬剤費の一部を保険給付外とする見直しが順次行われます。

また、上場株式の配当等の金融所得についても、保険料算定や医療機関での窓口負担割合の判定に順次反映されることとなります。高額療養費制度については、令和８年８月から月単位の自己負担限度額を引き上げ、令和９年８月からは所得区分を細分化し、負担能力に応じた設定へ見直すこととされています。

一方、長期療養者への配慮として、一定回数以上高額療養費制度を利用した場合の「多数回該当」の限度額は据え置かれるほか、新たに年間の自己負担上限額を設けることとされています。さらに、令和８年度から子ども・子育て支援金の徴収が開始され、令和１０年度にかけて段階的に導入されます。

これらの制度改正により被保険者に新たな負担が生じる可能性があることから、広域連合では各市町と連携し、分かりやすく丁寧な周知に取り組むとしています。

２．令和８年度の保険料賦課について

令和８年度の保険料については、６月に賦課決定が行われ、７月中旬に各市町から保険料額決定通知書等が送付されました。

医療分については、賦課総額１７９億１，２８２万円、１人当たり７万３，１１７円となっています。

また、令和８年度から新たに徴収が始まった子ども・子育て支援金分については、賦課総額４億２，８３１万円、１人当たり１，７４８円となっています。

令和７年度の保険料収納率については、現年度分が９９．５６％で、前年度より０．０２ポイント上昇しました。一方、滞納繰越分については３５．８８％で、前年度より３．１１ポイント低下しています。

３．被保険者資格の更新について

被保険者資格の年度更新については、令和８年７月末までは全被保険者へ「資格確認書」が職権交付されています。令和８年８月以降の取り扱いについては、８５歳以上の被保険者には、マイナ保険証の保有・利用状況にかかわらず、全員に「資格確認書」が職権交付されます。

一方、８４歳以下の被保険者については、マイナ保険証の利用実績に応じた取り扱いとなります。直近１年間にマイナ保険証を６回以上利用し、かつ直近３か月以内にも利用実績がある方については、「資格確認書」は職権交付されず、「資格情報のお知らせ」が交付されます。それ以外の方については、これまでどおり「資格確認書」が職権交付されます。

４．令和７年度決算について

議案第１０号及び第１１号として、令和７年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算について審議が行われました。

一般会計については、歳入総額３億６，４９２万９，７４９円、歳出総額２億８，９８７万４，１８８円で、実質収支額は７，５０５万５，５６１円となりました。

特別会計については、歳入総額２，５４２億２，５１２万３，３４０円、歳出総額２，５０２億２，６１２万７，３０４円で、実質収支額は３９億

９，８９９万６，０３６円となりました。特別会計の歳出では、療養給付費や高額療養費などの保険給付費が全体の９６．９９％を占めています。

保健事業では、県全体の健康診査受診者数は４万６，９２２人、受診率は２１．５７％となっています。

一方、対馬市の健康診査受診者数は７１９人、受診率は１３．８４％で、県内で最も低い水準となっています。健康寿命の延伸や疾病の早期発見、重症化予防の観点からも、今後受診率向上に向けた取り組みが課題となります。

審議の結果、一般会計及び特別会計の決算はいずれも原案のとおり認定されました。

５．その他の議案等について

行政手続条例の一部改正では、デジタル社会形成基本法の改正に伴い、従来の掲示場での掲示に加え、インターネットを利用した公示送達を可能とする改正が行われ、原案のとおり可決されました。

また、国家公務員等の旅費支給規定の改正に伴う関係条例の専決処分についても報告され、承認されました。

財政調整基金については、保険料の急激な負担増を抑制するため、令和７年度に２０億円を取り崩しており、令和７年度末残高は１０３億８，５５６万２千円となりました。さらに、令和８年度に９億円、令和９年度に２３億円を取り崩す予定となっており、基金を活用しながら被保険者の負担抑制を図る財政運営が行われています。

なお、全国後期高齢者医療広域連合協議会から国に対して、制度の安定的な運営に向けた７項目の要望書が提出され、今回新たに被爆者等への医療費支援の継続についても要望項目に加えられています。

以上、議案審議等の主な内容について報告いたします。

今後、金融所得の保険料等への反映、高額療養費制度の見直し、子ども・子育て支援金の段階的導入など、後期高齢者医療制度を取り巻く環境は大きく変化していきます。高齢者の負担と制度の持続可能性の両立がこれまで以上に重要となることから、今後も国の制度改正や広域連合の財政運営について注視してまいります。

以上で、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告を終わります。